

総務常任委員会

令和7年2月17日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫	○奥村 容子	溝部真紀子
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	真弓 啓	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	松本 暢之	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	今田 善友		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習

皆さん、おはようございます。

課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告させていただきます。

まず、文化財センターの啓発活動のうち、こども考古学教室の「ペーパークラフトで藤ノ木古墳をつくろう」につきましては、2月23日の開催を予定しております。

また、斑鳩考古学講座につきましては、「斑鳩町文化財ガイドブック」を用いまして、町の東半部の遺跡をめぐる「地下に埋もれた遺跡めぐり」の開催を、3月22日に予定しております。

次に、発掘調査についてであります。9月より着手しております、いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査につきましては、令和5年度に実施しました試掘調査において古墳時代や飛鳥時代などの遺構・遺物が確認された興留地区の調査区を拡

張した本調査を実施しておりますが、現時点において報告をすべきような顕著な遺構・遺物は見つかっておりません。

次に、これまで官学連携協定に基づき春季に奈良大学と共同で進めております町内に所在する古墳の範囲確認調査についてであります。

今年度も引き続き、豊島直博教授のもと奈良大学の学生が従事しまして、2月17日、本日ですけれども、3月31日までの間の予定で、法隆寺1丁目に所在していたと伝わるヒヅメ金塚古墳の確認を目的とした発掘調査の実施をしております。

今後、これらの発掘調査において重要な発見や成果等がございましたら、総務常任委員会へご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員 今、総務常任委員会で報告ということやけど、来期からは建設常任委員会になるのと違うの。総務でやってくれはるの。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 ただいま申しあげましたのは、3月の総務常任委員会での報告があればさせていただくということで、来年度の4月以降につきましては、また各委員会でご協議いただけるものだと考えております。以上であります。

委員長 そのほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理についてです。

本件については、12月11日の総務常任委員会において、陳情者以外の周辺自治会の意向がわからないといったことから継続審査とし、委員が、周辺自治会の住

民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重に審議をしようということになっておりました。

12月以降、周辺自治会の意向等について、各委員で調査されておられましたら、その結果について、お聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員

前回、委員長の方に継続審査のお願いをさせていただきまして、周辺自治会の自治会長さんにお話を聞いてきました。

まずですね、旭ヶ丘自治会さんにつきましては、この陳情書自体が旭ヶ丘自治会の吉兼さんという方から出されてますけど、自治会の総意なのかどうかというのをお尋ねしたところ、これは総意ではないと、あくまでも個人で出しておられるということで、お話をお聞きしました。

旭ヶ丘自治会さんにおかれましては、今後自治会内でアンケート調査を行っていくことをお聞きしています。ということで、まだ自治会内でも意見はまとまってない状況だというふうに、私は判断させていただきました。

それとですね、幸進町さんにつきましては、こちら自治会長さんにお話を聞きしたところ、この陳情書に出ているひび割れとか、水漏れがあるという点については、近隣の方は特に心配はされているということでしたが、ただ、池として存続してほしいということに対しては、そう思ってないと。

これは自治会の総意として、広場にしてほしいんやと思っていると。その時点です、また陳情なりを出したいと思っているということをお聞きしました。

実際今、議会事務局の方で幸進町さんの方から、あの池を埋め立てて広場にするなりの活用してほしいという陳情が提出され、受付をされているというふうにお聞きをしています。

もうひとつ、小林ハイツさんにつきましては、齋藤委員長が自治会長をさせていただいていますので、そちらにつきましては、委員長のほうから教えていただければと思いますが、このようにですね、地元の自治会の中でも意見がまとまらない、また池として残してほしいという以外の意見がある中でですね、出てきている陳情に対して、それを採択するというのは、現時点では不可能だなというふうに私は感じたところです。

委員長

ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 使用目的はどうであれ、地震に関しては、耐震に関しては町としてやっていくべきではないかなと思います。

委員長 そのほかご意見ありましたら、お願いします。 奥村委員。

奥村委員 私も今の木澤委員の話を聞かせていただいて、また自分の近隣の橋西自治会の方の二、三の方のご意見を伺いますと、やはり安心してこれからも未来に向けて整備活用していただいて、安心して皆のために利用したいって、させてもらいたいって、そういうご意見が多数ございました。ということで、この陳情書に関しては不採択で結構です。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 1点ちょっとお尋ねしておきたいんですけども、幸進町の自治会長さんにお聞きした時に、今、前回の質疑の中で消防水利の位置づけについてはないというふうの確認をしましたが、実際に火事の時には水がほしいというふうにおっしゃってまして、この陳情の中にですね、消火に必要な水位がどれぐらいなのか調査検討してほしいという項目があったんですけども、それについては町としてはどんなふうになっているのかなと思うんですけど。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 消火が必要な場所というのが、ちょっと特定できませんので、水利のトン数というのが、定かではございませんが、消防水利の基準でいいますと、最低でも40トン以上というのが、消防水利、防火水槽の基準で申しあげますと40トン以上の水利が確保することが消防水利としての条件となっておりますので、それ以上という理解をしているところでございます。

木澤委員 それ以上というのは、今の水位でそれ以上あるよということ、現状の確認ですけども。

安全安心
課長

今、目測の部分であると、減水管理はしておりますが、今、必要条件の最低のところのトン数はあるとは認識しておりますが、それを大型のポンプを池の中に持って行ってというのは非常に困難な、地理的にも難しいので、今既存の水路を流すとすれば、下流側の水路にその水を流してせきを止めて、そこから小型ポンプでくみ上げるという形になりますが、これについてはもう消火栓が不能の場合の最終手段になりますので、今、現状の中で消火栓をその区域のところには数か所ございいますので、そちらを消防水利として、水源として消火活動を行うということでご理解いただければと思っております。

委員長

そうしましたら、私の方から先ほど話ありました小林ハイツの結果を申し上げます。

小林ハイツでは、1月の半ばに自治会員全員にアンケートを取りました。自治会員は61名おりまして、質問1は堤体を補修して下司田池を残すという案と、それから埋め立てて再利用するというのと、それからどちらでもいい・わからないという、三つの選択肢をひとつの項目としてあげました。

その結果、61名の自治会員の中で39名から回答をいただきました。一番目の堤体を補修して下司田池として残すというのが1名、率にしますと39名の中の2.6%。それから2番目の下司田池を埋め立てて再利用してほしいという意見が32名で率にしますと82%。どちらでもいいわからないというのが6名で率にしますと15.4%ということで、8割以上の方から埋め立てて欲しいという意見をいただきました。

後は、再利用とするとすればどういう方法がいいですかというアンケートも一緒に取らせてもらいまして、aとしまして避難所として活用する、bとして子どもの遊び場やグラウンドとして活用する、cとしまして木を植えて遊歩道として整備する、dとしまして休息所を設置する、eとしまして防火水槽を設置すると、その他という意見を付けましたけども、その中で、一番多かったのは、複数回答可としまして、一番多かったのは災害時に避難所として活用するというのが一番多かったです。

2番目は子どものあそび場にしてほしいと、そのような意見が多かったという結果です。それからもうひとつ、旭ヶ丘自治会の意見も何人かに、7名に聞きました。

池の周りの人に3名、それから池の周りでない方3名、それから自治会長の7名に聞きました。

池の周りの方は、今、水を抜いているので、不同沈下、今は水があるから圧でもって堤防を支えておるけども、池の水を抜くと圧がなくなって家が池の中の方に落ちていくんじゃないかという心配があるので、池の水を入れてほしいというのが1人、それからもう一人は池の近くですけども、このまま池を置いておいてもなんのメリットもないので、埋め立てて活用してほしいと。それから3人目の池の近くの人も埋め立てて活用したほうがいいというのが池の周りの方でした。

それから、池から離れて県道近くの方3人に聞きました。そうしましたら、埋め立てて公園にしてほしいと、それから火災の時に水が必要ならば地下に防火水槽を設置してほしいというのが一人、それから池の近くでないのであまり関心がないですけども、このまま置いておいてもメリットがないので、埋め立てて活用してほしいというのが一人。それから、埋め立てて活用してほしいと。

今、遊水地事業で大和川の水を遊水するために土を掘りますので、その掘った土でもって埋め立てはどうですかと、そのような意見もありました。以上が付近6名です。

それから自治会長に聞きましたら、先ほど木澤委員がおっしゃいましたように、このままでは地震がきた時に、池の東側の地域に被害が出て困るので、吉兼さんや役員で対応の話をしていますと。4月6日に自治会総会があるので、その時に自治会としてアンケートを取ることにしましたと。アンケートの内容はほぼ決めてます。アンケートの締め切りは2週間後を設定して、結果については安全安心課に報告します。自治会長としては避難所になる広い広場がないので、埋め立てて活用してほしいと、このような意見でございました。

先ほど幸進町の自治会から陳情が出ているという話がありましたんで、事務局長のほうから報告していただきたいと思います。 福田議会事務局長。

暫時休憩いたします。

(午前9時17分 休憩)

(午前9時19分 再開)

委員長

再開します。今ほど陳情の件で報告してもらおうとしてましたけども、陳情につい

ては、不要ということで、陳情の報告はなしにします。

ただいま、委員から周辺自治会の意向について報告がありました。

内容としましては、ため池として残すのではなく、整備等の利活用を求める声が多かったように思います。

この結果を踏まえまして、委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

木澤委員。

木澤委員

今の時点ではっきりどっちが多いとかいうのも言えないかなというふうに思いますんで、やはり地元の方で話し合ってもらって、さらに町の方もですね、地元の合意が得られるように話し合いに参加して進めていただきたいなというのと、今の現状の補修等を言っはりますけども、補修するにもお金がかかるので、今後の整備の方針を町の方も示しながらですね、きちっと耐震対策等については進めていただきたいと思っておりますけども、これの趣旨自体がですね、池として残しながら補修をするなりということですので、私は地元の意見が分かれている中では、ひとつの方向性としてこの意見書を、陳情を採択することはできない、不採択にすべきだというふうに思います。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

前回の委員会で、担当者から今、地元と話し合い中やという報告は受けていますんでね、結局同じことですわな。いろんな意見があってそれは話し合い中やというのは。そやけど僕は何度も言うように、ため池で残す、または広場、他の活用で利用することは別にして、やはり耐震関係というのは重要やと思いますんで、陳情の中で耐震のことを書いてましたね、そやから一応利用活用は別にして耐震はやっていかなあかん。そやから一部採択でええん違うかなと思います。

委員長

そのほか。 奥村委員。

奥村委員

皆様のご意見聞かせていただきまして、付近住民の皆様はやはりため池を残すというよりも、しっかりと安心して将来的に見て活用していただきたいというご意見が多数であるように思いました。ということでこの陳情書に関しては不採択という

ことで。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私も前回お話したように、池として残すという陳情に対しては難しいかなと思っています。ただ、安全管理は必要かなと思います。ですので、この陳情に関しては採択できないというふうに思います。

委員長 中川議長。

議長 今ある下司田池を埋め立てたら、耐震診断で強振動には耐えられないという結果が出てあるけど、埋め立てたらそれは回避できるの。埋め立てても耐震化としての改修しないとあかんの。その辺ちょっと教えておいてもらえますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 今、調査の分については、巨大地震がおきて、ため池の部分、中に水が溜まっている状態で、堤体が液状化を起こして、中のため池が堤体から下流の方に流れるという調査を行っております。そもそも周辺のボーリング調査というところは行っておりませんので、恐らくあの一帯については下層の部分については砂地がかなりある地層がございますので、液状化というところは起こってくる可能性がある地層というところは出ておりますので、今、議長おっしゃっていただいた、埋め立てたとしてもそれがどうなるかというところまでの調査は行ってませんが、堤体部分の地層を見ると砂地の部分がございますので、その部分の液状化というところは発生するかもわかりませんが、そもそもの水が溜まっている状態が液状化を起こして下流域に行くという想定の結果が出ておりますので、そちらの方を我々は見ているということご理解いただけたらなと思います。

議長 ちょっと聞き方も悪かったけど、そもそも公園として整備したら東側も西側も、東側やな。だいたい構造物つくるもん。よう考えたらな。あのまま埋めて終わるの違うもん。そやから埋めたら耐震化の心配はなくなるんやんな。擁壁したら、

東側、坂口さんの家の方。広場にしたら構造物するやんそりゃ。しないのか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時29分 再開)

委員長 再開します。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 先ほどの液状化の話でございますが、現存の堤体のところについても、地層、下層の部分が先ほど申しあげましたように、砂地の層になっております。その層の負担を下げようとするならば、今の現存の堤体を切り下げてそれを押し出して既存の今の水が溜まっているところに埋め立てていくとかいうところで上層部の堤体の荷重を軽減したうえで、地震対策というところも一つの方法かなというふうに考えているところでございます。

委員長 そうしましたら、今、皆さんの意見を聞きまして。 宮崎委員。

宮崎委員 私も皆さんと同じ意見で、今、アンケート取ってはるんやったら、まだ結果が出てないということで、これを採択するか採択しないかということではできないと思うんですよね。だからもうちょっと自治会の意見まとまって、それで採択不採択したらいいん違うかなど。現状では、私は一応不採択でいいのかなと思いますけどね。

委員長 今、皆さんの意見をお聞きしますと、陳情者が求められるように池として残すという意見は、地元の総意ではないという意見と、それから耐震化は大丈夫かという意見で一部採択したらどうかという意見がございます。

ということで、このような状況から委員会としてどのようにさせてもらおうかと思っておりますけども、暫時休憩して。とりまとめのため暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長 再開します。とりまとめました結果、陳情としましては不採択とします。ただ、耐震化につきましては、付帯条項として耐震化にしましては、町に進めていただきますようお願いいたしますということで取りまとめてよろしいでしょうか。

木澤委員 意見、条項じゃなくて。

委員長 付帯意見として、耐震化を進めるという意見がありましたので、よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

(午前9時41分 休憩)

(午前9時42分 再開)

委員長 再開します。

とりまとめの結果、満場一致で不採択ということになりました。

付帯意見としまして、耐震化、総意としまして、総務常任委員会の総意といたしまして、耐震化を進めてもらうということになりました。以上です。

継続審査については以上で終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和7年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 真弓税務課長。

税務課長 改めまして、おはようございます。

それでは、各課報告事項の1番目、令和7年度税制改正大綱(地方税関係の概要)について、ご報告させていただきます。

本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年の12月に、国において取りまとめられました「令和7年度 税制改正大綱、地方税関係」のうち、町税条例の改正に関するものを中心に主なものを抜粋し、その概要をご説明させていただきますのでございます。

資料は、お手元の資料1をお願いいたします。

はじめに、1. 個人町民税の(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応についてでございます。

個人住民税については、地域社会の会費的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置が講じられます。

①として、給与所得控除の見直しでは、給与所得控除の最低保障額について、現行の55万円から65万円に引き上げられます。

次に、②として、大学生年代の子等に関する特別控除の創設では、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが導入されます。

次に、③として、扶養親族等に係る所得要件の引上げでは、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の48万円から58万円に引き上げられます。これらの措置につきましては、令和8年度分の個人住民税から適用されることとなっております。

なお、これらの措置に伴う影響額については、令和7年度地方税収見込み額から推計しますと800万円程度の減収が生じるものと見込んでおります。

続きまして、2. 法人町民税の(1)企業版ふるさと納税の延長についてであります。

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人住民税を軽減する特例措置、いわゆる企業版ふるさと納税について、関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年延長されます。

続きまして、3. 固定資産税・都市計画税の(1)鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設についてであります。

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産、例えば、法面防護工、防護柵の設置などが該当しますが、これらに係る固定資産税を軽減する特例措置が創設されます。この措置につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した償却資産に適用されることとなっております。

次に、（２）その他令和６年度末で適用期限を迎えるものの延長等につきましては、令和７年３月３１日で期限が到来する課税標準の特例措置の延長及び適用要件の一部見直し等を行うものでございます。裏面をお願いします。

続きまして、４．軽自動車税の（１）二輪車の車両区分の見直しについてであります。これにつきましては、見直しに係る背景も含めご説明いたします。

令和７年１１月から、日本においても欧州規制と同等の排ガス規制の適用が開始されるのですが、従来の原付バイク、５０ｃｃのバイクでは、これに適合させることが困難であること等によりまして、今後の生産・販売の継続が困難となっておりました。このことから、１２５ｃｃ以下クラスのバイクの最高出力を４．０ｋｗ以下、つまり現行の原付５０ｃｃ相当以下に制御して対応するということとなりました。これを「新基準原付」と呼ぶこととなっておりまして、この税率が年額２千円とされることとなりました。

この措置については、令和７年度分の軽自動車税（種別割）から適用されることとなっております。

続きまして、５．たばこ税の（１）たばこ税の見直しについてであります。加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とされるほか、一定の重量以下のものは、紙巻たばこ１本として課税する仕組みとする等の見直しを行うこととされました。

この措置につきましては、経過措置が講じられ、第一段階では令和８年４月１日から、第二段階では令和８年１０月１日から適用されることとなっております。

続きまして、６．納税環境の整備の（１）納税通知書等に係るe L T A X経由での送付についてであります。

固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方公共団体が、e L T A Xを経由して電子的に副本を送付することを可能とするものであります。つまり、納税通知書等の送付から納税までを電子的に行うことが可能になるということでございます。

この措置については、法人あてにつきましては、令和９年４月１日から、個人あては、令和１０年４月１日から適用されることとなっております。

最後に、７．その他の（１）その他法令の改正による条文の整理等所要の改正についてであります。

今回の税制改正の関係におきましては、地方税法をはじめ、所得税法、租税特別

措置法等の関係法令が改正されることとなります。また、その改正におきましては、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例におきましても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、令和7年度税制改正大綱（地方税関係の概要）の説明とさせていただきます。

なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行うなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする改正内容につきましては、3月末日付けで専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 まず、個人町民税の改正ですけども、内容的に住民にとってマイナスになるものではないというふうに思いますけど、影響額で800万円減収になるということですけど、それは国の方は補てんしてくれたりっていうのはないんですか。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 国の方で毎年、地方税制対策というか、そういう計画でますけども、その中で税収の減収見込みというものが出ております。これが国全体、市町村のマクロで、486億円とでておりましたので、これを斑鳩町版の率で約0.5%の減と見ておりました、それで類推しますと800万円程度というふうに見ております。

今回の減収分について、国から補てんされるのかということでしたね、申し訳ございません。今回の改正にあたりましては、特段の財源確保措置を要しないものと整理されております。ですので、いわゆる地方交付税等の通常の措置のみということになります。物価上昇の中での措置ということですので、そういったことでそういう考え方に立たれているということには情報としては入っております。

木澤委員 あと、このふるさと納税なんですけど、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を提出しなければならないとなっておりますけども、これはなんでこん

なふうになってて、これをする事でどんな意味があるんでしょうか。

税務課長 他市町村でございませうけども、この地方財政許可の認定が取り消されるという不適正事案が発生したということで情報を得ております。その関係で実施状況の確認をしていくということの、条件をつけたうえで延長しますということ、そういった考え方であると聞いております。

木澤委員 わかりました、あともう1点、たばこ税の見直しですけど、これ見直しをすることによってどういうことになるんでしょうか。

税務課長 簡単に言いますと、重さによつてのみの換算にしますと。これまでは重さの部分と価格の部分で、二つの発想で、その半分ずつで本数換すると、それをすべて重さで換算しますので、恐らくですけども、本数としては増えるということになるのではないかと、結果的にそれが増収につながるのではないかとこのふうには見ております。ちょっとそのあたりは売上の状況にもよりますので、なんとも言えませうけどもそういうことではないかと見ております。

委員長 中川議長。

議長 この個人町民税で800万円の影響額やけど、世帯数か人数って、だいたいわかる、わからへん。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 今回、所得要件が変わるということですので、その方がどう働いているかというのがありますので、給与所得控除の分でしたらまだ一定わかるんですけども、なかなかちょっと試算が難しい状況ではあります。

議長 わかりました。今、たばこ税も出てたけども、4、5の軽自動車とたばこ税ってどんな影響額になるかは、試算はでけへんの。

税務課長　　まず軽自動車税の方なんですけども、基本的には今までの50ccのものが125ccまでの出力制限かけて販売する。これが新たな原付になりますので、これまでの。従来の排気量に着目した税率ではなくて、出力で新たな新原付とみていきますので、基本的には原付の売上そのものがどうなっていくのかということになりますので、ちょっと予測はわからないというふうに見ております。たばこ税の方につきましては、実際今の町の持っております情報というのは、本数として整理されたものが申告書がきますので、その内訳がわからないのでちょっと試算できないところであります。

委員長　　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　　次に、(2)学校部活動の地域移行に向けた取組状況について、理事者の報告を求めます。仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長　　それでは、2 各課報告事項の(2)学校部活動の地域移行に向けた取組状況についてご説明をさせていただきます。資料2をご覧くださいませうでしょうか。

はじめに、(1)背景についてであります。スポーツ庁・文化庁では、全国的な生徒数の減少、そして教員の働き方改革が進む中、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術に継続的に親しめる機会を確保するため、学校部活動の地域連携や地域クラブへの移行を目指した環境整備として、学校部活動の地域移行を推進しています。

こうしたなか、奈良県におきましては、中学校における休日の学校部活動の地域への移行の促進として、「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止する」という方針が示されました。

この方針を受けまして、斑鳩町といたしましては、土・日・祝日の休日における中学校の部活動の地域移行を進めるため、(2)本町における学校部活動の地域移行に向けたモデル図の中央部分にありますように、新たに、仮称となりますが、斑鳩町のほか、NPO法人元気クラブいかるが、斑鳩町スポーツ協会、公益財団法人斑鳩町文化振興財団など文化芸術、スポーツに関係する団体を構成員とした斑鳩町

文化・スポーツクラブという地域クラブを新たに立上げてまいりたいと考えております。

そして、この斑鳩町文化・スポーツクラブが実施主体となって、現在、実施しております学校部活動におきましては、モデル図の左下の部分となりますが、休日において、地域の指導者や指導を希望する教師を対象に、指導員として契約を行ったうえで、指導員を派遣し、その指導員が生徒を指導する形の直営型クラブと、モデル図の右側の部分となりますが、休日に生徒の指導を行う地域クラブを募集し、承認を行った地域クラブの活動に生徒が参加する自主運営型クラブの2つの方式により、休日における学校部活動を運営してまいりたいと考えております。

なお、令和8年度以後も、当面の間、平日の学校部活動におきましては、中学校の教員を中心に運営を続けていく方針としております。

また、(3)令和7年度の取り組みについてであります。学校の教員以外の外部指導者による指導のモデルとして、現在、斑鳩南中学校の剣道部において、教員以外の部活動指導員が指導を行っているところでありますが、令和7年度におきましては、新たに、斑鳩中学校のバスケットボール部と、バドミントン部において、部活動指導員による指導を実施してまいりたいと考えております。

なお、今回の、休日における学校部活動の地域移行に際しましては、参加費や保険料など新たな保護者負担が生じてくることが想定されますが、現時点におきましては、この学校部活動の地域移行に対する県の補助制度の内容が示されていない状況でございます。指導員の報酬額の設定なども含めて、近隣市町村の状況や、国や県の補助制度の内容を鑑みながら、今後、参加費などの検討を行っていくこととしております。

部活動の地域移行に際しましては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の(2)学校部活動の地域移行に向けた取組状況についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 この間アンケートもされてですね、保護者の意見も反映していただいてこういう形になったのかなというふうに思うんですけど。アンケートを見ていると学校の先生に休日も教えてほしいと、その方が安心できるという声も結構多かって、土日祝日、休日については教員の方で希望される方と契約をすると、そこで報酬も発生するような形になると思うんですけど、実際に活動する場所ってというのはどこになるんでしょうかね。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 直営型のクラブにつきましては、従来の学校部活動を引き継ぐ形になりますので、学校との協議はもちろん必要なんですけども、その学校施設を利用できればと考えております。また自主運営型クラブにつきましては、それぞれの形でやっておりますので、例えば公民館であったり、いかるがホールとか、そういったところの研修室などを使って実施していくということも想定されようかと考えております。

木澤委員 外部の自主運営型のクラブについては、参加費が必要になるという場合もあるかと思うんですけど、この直営型については参加費はなしでということですか。

教委総務課長 直営型につきましても、地域の指導者であったり、指導員との間で契約を締結して、派遣の報酬を支払うという形になりますので、やはり一定の、こちらについては費用負担を求めていこうかというような形を想定しております。

木澤委員 そうすると、これまででしたら土曜日、日曜日でも学校の部活としてやっている分には生徒は無料で参加できたけど、今後は費用が発生するということになるんでしょうか。

教委総務課長 基本的にはそのような形で費用負担を求めていくということになろうかと考えております。

木澤委員 そのこのところはアンケートでは保護者からはどういう回答があったんでしょうか。

教委総務課長　こちらアンケートの中で、休日の地域クラブ活動に保護者負担がかかるとすれば、月どれぐらいの金額が適当かという問いを設定をさせていただいておりましたが、小学校の保護者では2千円から4千円未満という回答が32%と最も多く、次いで千円から2千円未満という回答が31%となっております。また中学校の保護者では千円から2千円未満という回答が36%ということで、次いで2千円から4千円未満という回答が26%ということで、千円から4千円未満という額が多い形になっておるかなということで分析を行っております。

木澤委員　負担できる家庭とそうでない家庭があると思うんですけど、要保護、準要保護のご家庭とかについては町のほうでその費用を負担するという考えはないんでしょうか。

教委総務課長　この費用負担の問題につきましてはご説明の中でも少し申しあげましたが、県の補助制度の状況等がまだしっかりと出てこない中で、幾らに設定するのかというのがまだ具体的に申しあげられない状況になっておりますが、経済的支援が必要なご家庭に対する問題ということにつきましては、準要保護制度であったり、要保護制度であったりというような、この既存の制度との兼ね合いを考えて制度の方は構築をしていく必要はあろうかと考えております。

木澤委員　新たな体制になるけども、費用の関係で参加ができないような生徒はつくりたくないような形で、町のほうでお願いしておきます。

委員長　嶋田委員。

嶋田委員　この指導員というのは資格かなんかいるんですか。

委員長　仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長　基本的に競技経験であったり指導経験というところを、この指導員の登録要件にして設けていこうという考え方はございまして、特別な資格というところにつま

しては、そういった状況をもとに判断をしていく。

指導員となっていただくにあたりましては、研修を受けていただきまして、生徒に対する指導の方法、接し方こうしたものにつきましても、十分周知を行ったうえで実際指導にあたっていただくということを現在考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

溝部委員 今、中体連の試合とか大会とかでしたら、学校の先生たちが運営されていると思うんですけども、休日に学校部活動廃止するという方針になれば、大会とかの運営とかというのはどんな方向性になるのかっていうのがあれば。

教委総務課長 公式戦であったり、コンクール等の参加の関係になるんですけども、こちらにつきましても、ひとつとしては学校の部活動として参加するという方法と、もうひとつは地域クラブとして参加する方法のこの二つに大別されると思います。

それぞれの大会の運営で規則がやはり一律ではないので、それぞれの大会の規則によって、どうなるかということにつきましては、判断を要することになりますが、地域クラブとして参加していく上では、地域クラブの指導員が引率して地域クラブとして参加する。一方、部活動として参加するためには、週休日の振替等を行ったうえで、教員、または部活動の指導員が引率をして学校部活動として参加をするというような形で、地域クラブ、または学校の部活動いずれの主体として参加をしていくのか、ということを選択して参加を求めるといことになろうかと考えております。

溝部委員 大会の運営とかは中体連の試合だったりとかだったら、学校の先生が運営をされていると思うんですけど、その辺は休日とか廃止になった場合は誰が運営していくのかっていうのはどんな感じなんですかね。

教委総務課長 実際のところそのような形が多うございます。そうした中で休日の方は教員として参加をしていくということは難しい状況になってこようかと思っておりますので、ボラ

ンティアとして参加を求められるとかというところはあると思うんですけども、そうした中でも運営が難しいということになりましたら、大会自体の運営をどのようにやっていくのかというのを、大会主催者側の方で工夫をしていかなければならないというようなところで、それについては県と中体連の間でも話し合いがなされているというところはお聞きしております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

総務課長 次に、各課報告事項の(3)から(17)までは、令和7年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

なお、追加説明の求めについては、それぞれの報告後にお受けします。

それでは、(3)職員の給与制度改正等について、理事者の報告を求めます。

松岡総務課長。

総務課長 それでは各課報告事項(3)職員の給与制度改正等について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。資料3お願いいたします。

本件につきましては、一般職の職員に係るもので、経済・雇用情勢等を反映した給与水準への適応とその他給与制度の見直しを行い、適正な処遇を確保し、安定的な人材確保と能率的な組織運営の維持を図るもので、大きくは、令和6年度人事院勧告に準拠した改定と、その他の給与制度の見直しの2つの観点に分けて内容の説明をいたします。

それでは、1点目の観点、令和6年度人事院勧告等に準拠した制度改定についてでございます。5つの内容を挙げております。

ひとつ目、「給料表の改定」でございますが、初任給の引き上げ、若年層から30歳代後半までの職員に重点を置きつつ、給料表全体について引上げ改定を内容としているところでございます。

二つ目といたしまして、「期末勤勉手当の支給月数の引上げ」でございますが、支給月数について、現行の4.5月を改定後は4.6月と0.1月の引上げでござ

います。

三つ目といたしまして、「地域手当の支給割合の改定」でございます。支給割合について、令和7年度から段階的に改定することとし、現行の6%を改定後は4%に引き下げるものでございます。

四つ目として、「扶養手当の見直し」でございます。令和7年度から段階的に改定することとし、配偶者手当を廃止し、子に係る扶養手当の金額を上げるものでございます。

五つ目といたしまして、「管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大」でございます。平日深夜に係る支給対象とする時間帯を拡大するもので、これに合わせて、支給額についても国家公務員の制度に準拠した金額に改定を行うものでございます。

資料は裏面をお願いいたします。続きまして、大きな2点目の観点でございます。その他の給与制度の見直し等についてでございます。2つの内容を挙げております。

ひとつ目といたしまして「諸手当の見直し」として、令和7年度から、管理職手当及び特殊勤務手当の改定でございます。

まず、管理職手当につきましては、「職責に対する対価として支給する手当」である観点から、現行の定率制から定額制への見直しを行うこととし、改定後支給額といたしましては、7級は月額85,000円、6級は月額61,000円、5級は月額45,000円としております。

次に、特殊勤務手当につきましては、社会経済情勢の変化、他団体との均衡を踏まえつつ、必要性かつ妥当性を検証し、見直しを行うこととし、金額や支給の単位を見直すものとして、伝染病防疫作業従事手当、行旅死亡人処理手当、犬猫等死体処理手当、廃止するものとして、風水害、火災出勤手当としておりますが、その勤務状況に応じまして、管理職特別勤務手当又は時間外勤務手当として支給することといたします。

次に、二つ目「災害派遣手当の新設」でございます。令和7年度から、災害応急対策、災害復旧、国民保護のための措置、特定感染症等の対策のため、国又は地方公共団体から派遣された職員で住居を離れて当町に滞在を要するものに対し、国家公務員の制度に準拠して支給することとまいります。

以上、各課報告事項(3)職員の給与制度改正等についての説明とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 この裏面の②ですか、災害派遣手当の新設、これは当町に派遣されてこられた職員さんに対してのことですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 当町で派遣職員を受け入れるときの手当を想定しているものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)地域集会所施設整備費等に係る支援の充実について、理事者の報告を求めます。 松岡総務課長。

総務課長 それでは各課報告事項(4)地域集会所施設整備等に係る支援の充実についてでございます。資料4をお願いします。

自治会等による地域活動の活性化を目的に、既に運用しております地域集会所施設整備等補助金制度について、その運用の充実を図ることとし、地域が主体となって地域交流館に相当する規模の集会所施設の整備を行うことの想定も含め、コミュニティ拠点整備の自治会等による主体的な取り組みに対し、さらなる支援を行うものでございます。

はじめに、(1)地域集会所施設整備等補助金の充実内容といたしまして、三つあげてございます。ひとつ目、地域交流館規模の集会所施設整備に対する補助制度の創設、二つ目、既存制度の補助単価及び上限額の引上げ、三つ目、補助金対象範囲の拡大等をポイントとしており、続いて具体的な変更内容についてご説明をいたします。

まず、ひとつ目「新築及び既存建物の購入」につきましては、補助単価及び上限額等の引き上げを行うもので、建築単価について、現行20万円以下を、25万円以下に、補助金上限額について、現行2,000万円を、2,500万円に引き上

げることとしてまいります。

さらに、地域交流館のような一定規模を超える施設の建築につきましても、補助率について、通常3分の2を、5分の4とした上で、上限額につきましても、2,000万円を1億円としてまいります。

次に、二つ目「土地の購入」につきましても、大規模施設の建築のために、500㎡以上の用地を購入する場合には、上限額を、通常2,000万円を、3,000万円としてまいります。

次に、三つ目「備品の購入」につきましても、補助対象品目を見直すこととし、現行では品目を限定しているところではございますが、見直し後は、コミュニティの振興に資するものとして範囲を拡大してまいります。

次に、四つ目「修繕及び高齢者、障害者に配慮した改造」につきましても、事業費の下限額の引下げることとし、現行10万円以上を、5万円以上としてまいります。

最後に、(2)運用開始日でございますが、令和7年4月1日を予定しており、次年度に入りまして、速やかに各自治会に周知をいたしまして、事業の実施について、ご意向を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、各課報告事項(4)地域集会所施設整備等に係る支援の充実についてのご説明とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5)職員休憩室等の充実について、理事者の報告を求めます。
曾谷安全安心課長。

安全安心 課長 それでは、職員休憩室等の充実について、ご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

斑鳩町の職員の働き方改革に関する指針に基づき、働きやすい職場環境を図るため、地下職員休憩室の改修工事等を行い、職員一人ひとりが心身を良好な状態を保ち、いきいきと意欲的に働くことができる休息環境を充実させるものでございます。

(1) 充実内容でございます。地下階の職員休憩室の畳部分のフローリング等の改修工事等を実施いたします。

以上、職員休憩室等の充実についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。 木澤委員。

木澤委員 この文章の読み方なんですけど、畳の部分をフローリングにしますよと、そういう理解でいいんですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 おっしゃるとおりでございます。

課長

委員長 次に、(6) 電子申請の推進について、理事者の報告を求めます。

中尾政策財政課長。

政策財政 それでは、(6) 電子申請の推進について説明させていただきます。資料6をお願いいたします。

課長

電子申請の推進につきましては、国の自治体DX推進計画におきましても、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化する中、住民と行政との接点、いわゆる、フロントヤードの改革として、行政手続きの電子申請化や、書かないワンストップ窓口などを進めていく必要があるとされています。

このような中、本町におきましても、本年度から、政策財政課にデジタル推進係を設け、DX推進を行政改革の重要事項として位置づけ、取り組みを進めており、住民にも職員にもやさしい窓口の実現に向けたフロントヤード改革のひとつとして、役場への申請や届出等の手続きについて、自宅のパソコンやスマートフォン等から可能となる電子申請を進めてまいります。

(1) 実施内容でございますが、現在、役場内の4部署（福祉課、健康対策課、環境対策課、教育委員会事務局総務課）におきまして、フロントヤード改革に不可

欠であると言われる「BPR」いわゆる業務フローの見直しを行いながら、電子申請フォームの作成を行う「電子申請モデル事業」を実施しております。

このモデル事業による検証結果を踏まえ、次年度において、電子申請の導入を効率的に進めるための年次計画として、「（仮称）電子申請推進計画」を策定し、令和10年度末までに、役場への申請や届出等に伴う原則すべての手続きにおいて電子申請が可能となるよう進めてまいります。

（2）スケジュールでございますが、令和7年度において、「（仮称）電子申請推進計画」を策定するとともに、個別の条例等、例規において、書面による手続きの実施を規定するものに対して、包括的に電子化することを認める（仮称）デジタル手続条例を制定し、全庁的にデジタル化可能な体制としてまいります。

その後、令和8年度以降、年次計画に基づき、順次電子申請を開始し、令和10年度末までに全手続きで電子申請可能とするスケジュールで進めてまいります。

以上、電子申請の推進についての説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長 1時間20分経ちましたんで休憩したいと思いますけども、10時35分まで休憩します。

（ 午前10時20分 休憩 ）

（ 午前10時35分 再開 ）

委員長 再開します。

次に、（7）斑鳩町移住支援金交付事業の充実について、理事者の報告を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、（7）斑鳩町移住支援金交付事業の充実について説明させていただきます。資料7をお願いいたします。

東京圏から斑鳩町への移住・定住の促進をはかるため、奈良県が実施する県内企業等の人材不足の解消及び県内への移住・定住促進を目的とした、奈良県移住・就業・起業支援事業補助金を活用し、斑鳩町へ移住・定住した当該県事業の要件に該当する対象者に、令和4年度から交付しております斑鳩町移住支援金について、次年度から、子育て加算を行い、制度の充実を図るものであります。

(1) 充実内容でございますが、移住支援金の支給要件のうち、奈良県が運営する就職支援サイトに掲載された移住支援金の対象法人に就業する、就業に関する要件を満たす場合に限り、18歳未満の子一人につき100万円を加算してまいります。

次に(2) 交付金額でございますが、現在、2人以上の世帯が移住される場合には100万円、単身で移住される場合には60万円を支給することとしておりますが、就業に関する要件を満たす場合で、18歳未満の子がいる場合、子ども一人につき100万円を加算してまいります。

なお、本事業は、先ほど申しあげました奈良県移住・就業・起業支援事業補助金の対象事業であり、県の補助割合は、4分の3でございます。

最後に、(3) 事業開始日でございますが、令和7年4月1日を予定としております。

以上、斑鳩町移住支援金交付事業の充実についての説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 東京圏というのは、詳しくは。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 東京圏とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、条件不利地域を除く地域のことを言いまして、条件不利地域といいますのは、過疎地域ですとか、離島振興法などに規定されている地域となっております。

委員長 次に、(8) 消防団員空調服の調達について、理事者の報告を求めます。

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

消防団員空調服の調達について、ご説明させていただきます。資料8をご覧ください。

酷暑期における災害現場等で活動する消防団員の健康管理及び消防団活動のさらなる充実強化を図るため、暑さ対策のための空調服を調達し、消防団活動の充実を図ることとしております。

(1) 充実内容であります。消防団員の熱中症リスクの軽減のため、暑さ対策として、空調服（ファン付空調ベスト）を導入し、消防団員へ貸与いたします。

(2) 活用財源でございます。総務省消防庁所管の消防団の力向上モデル事業を活用し、補助率は10分の10となっております。

(3) その他でございます。消防団の力向上モデル事業に採択された場合のみ調達することとしております。

以上、消防団員空調服の調達についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

消防団の力向上モデル事業というのはどんな事業ですか。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

消防庁が募集しております更なる消防団活動のモデル事業、5パターンぐらいございまして、そのひとつの中で消防団の活動に対しての向上につながる事業についての提案をした場合に、その事業が採択されるという事業がございまして、そちらの方に今応募しているところでございます。

委員長

次に、(9) 災害対応無人航空機（ドローン）の導入について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心

災害対応無人航空機（ドローン）の導入について、ご説明させていただきます。

課長

資料9をご覧いただきたいと思います。

災害時における迅速な被害確認や情報収集の強化を図るため、消防団に無人航空機（ドローン）を配備し、災害対応能力の向上と充実を図ることとしております。

（1）事業概要でございます。消防団に無人航空機（ドローン）を2台配備いたします。あわせて、団員における操作員の養成も計画的に行います。

（2）活用財源でございます。総務省消防庁所管の消防団の力向上モデル事業を活用し、補助率は10分の10となっております。

（3）その他でございます。消防団の力向上モデル事業に採択された場合のみ調達することとします。

以上、災害対応無人航空機（ドローン）の導入についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長

次に、（10）災害時における井戸水の活用について、理事者の報告を求めます。
曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

災害時における井戸水の活用についてのご説明させていただきます。資料10をご覧いただきたいと思います。

大規模な地震等の災害が発生し、水道施設が被災した場合に、生活用水を確保するため、上水道用として利用していた取水井戸を災害用井戸水として転用し、防災力の向上と充実を図ることとしております。

（1）充実内容であります。上水道用として利用していた町営住宅目安北団地東側の7号井戸を災害用井戸として、飲用水以外の生活用水、洗濯やトイレ等の水として活用いたします。

以上、災害時における井戸水の活用についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(11) 地域防災計画の見直しについて、理事者の報告を求めます。
曾谷安全安心課長。

安全安心 地域防災計画の見直しについて、ご説明させていただきます。資料11をご覧
課長 いただきたいと思います。

令和6年能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画等の改正に対応するため、町
地域防災計画の見直しを行います。

(1) 主な改正内容といたしまして、避難所以外の在宅避難・車中泊避難者等へ
の支援等に関する表記、多用な主体と連携したNPO・ボランティア団体の活動を
支援やボランティアセンター設置予定場所の明確化、避難所運営の充実に関する明
確化、物資調達・輸送の充実等に関する事項を表記することといたしております。

以上、地域防災計画の見直しについての報告とさせていただきます。よろしくお
願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(12) 史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場整備について、理事者の報告を求
めます。平田生涯学習課参事。

生涯学習 それでは、(12) 史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場整備についてご説明いたしま
課参事 す。資料12をお願いいたします。

本事業は、史跡中宮寺跡歴史公園の利便性の向上と、史跡地の積極的な活用を図
るため、当該公園の北側において駐車場の整備を進めるものでございます。

また、当該駐車場の整備にあたりましては、子育て世代の交流の場として、遊具
の設置等についても検討してまいります。

次に(1) 事業概要でございます。令和7年度に、当該駐車場用地、6筆、約4、

000㎡の取得を進め、令和8年度には、駐車場の整備工事を行ってまいりたいと考えております。

次に（２）活用財源でございます。活用財源といたしましては、地域活性化事業債の活用、また、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を一部取り崩して活用してまいります。

以上、史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場整備についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（１３）安田家住宅の保全・活用のための公有化について、理事者の報告を求めます。平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 それでは、引き続きまして（１３）安田家住宅の保全・活用のための公有化について説明申し上げます。資料１３をお願いいたします。

江戸時代中期に建てられたと考えられる斑鳩町で最も古い古民家のひとつであります、安田家住宅、法隆寺西１丁目でございますけれども、老朽化が進行しまして文化財的価値が滅失する恐れがございますことから早急な対応が求められているところであります。

本事業は、この安田家住宅及び春日古墳を含めた敷地を公有化し、当該住宅の文化財的価値を活かしながら、貴重な文化財としての保存・活用を図るものでございます。

はじめに、（１）事業概要でございます。事業概要につきましては、当該安田家住宅の家屋及び同敷地を取得してまいります。

（２）活用財源でございます。活用財源といたしましては、社会資本整備総合交付金及び公共事業等債の活用、また、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を一部取り崩して活用してまいります。

以上、安田家住宅の保全・活用のための公有化についての報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(14) 藤ノ木古墳発掘調査40周年記念事業について、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習 それでは、(14) 藤ノ木古墳発掘調査40周年記念事業についてご説明いたします。資料14をお願いいたします。

令和7年は、藤ノ木古墳発掘調査から40年の節目の年となります。

本事業は、この記念の年を迎え、藤ノ木古墳をはじめとする歴史的価値を多く有する斑鳩町の魅力をより深く知ってもらう機会とするため、PR活動や本町への観光誘客を促進しようとするものでございます。

(1) 事業概要でございます。①としまして、大阪・関西万博の奈良県ブースなどにおいて、藤ノ木古墳をはじめとする本町のPR活動を実施してまいります。

また、②としまして、記念講演会の開催、③として、藤ノ木古墳発掘40周年記念啓発物品の制作を行ってまいります。また、④としまして、関係機関や団体等と連携し、ツアー造成などを行ってまいりたいと考えております。

以上、藤ノ木古墳発掘調査40周年記念事業についての報告とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(15) 小・中学校ウォータースタンドの設置について、理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、2 各課報告事項の(15) 小・中学校ウォータースタンドの設置についてご説明をさせていただきます。資料15をご覧くださいませでしょうか。

新年度におきまして、マイボトル利用による温室効果ガス削減・プラスチックの利用抑制など環境への配慮や、熱中症対策、日常の水分補給など快適な学校生活を推進するため、各小・中学校に浄水型のウォータースタンドを設置してまいりたいと考えております。

はじめに、(1) 事業概要についてであります。各小・中学校に水道水を原水とした水道直結型の浄水型のウォータースタンドを設置することとし、設置台数は、各校2台で合計10台を予定しております。

次に、(2) 調達方法についてであります。5年間のリース契約を締結し、取得する方針といたしております。

以上、2 各課報告事項の(15) 小・中学校ウォータースタンドの設置につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(16) 小・中学校ICT環境の整備について、理事者の報告を求めます。仲村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、2 各課報告事項の(16) 小・中学校ICT環境の整備についてご説明をさせていただきます。資料16をご覧くださいませでしょうか。

新年度におきまして、誰ひとり取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育ICT環境を整備するため、国のGIGAスクール構想第2期に基づき、令和2年度に整備いたしました児童生徒1人につき1台の学習用端末を更新してまいりたいと考えております。

はじめに、(1) 事業概要についてであります。国の、GIGAスクール構想第2期に基づき、児童生徒の1人1台端末を更新していくこととし、その台数は、合計で2,350台を予定しております。

台数の内訳といたしましては、小学校で1,520台、中学校で780台、予備端末で50台となっております。

次に、(2) 調達方法についてであります。奈良県内の市町村を対象として実

施される、奈良県が実施いたします共同調達に参加し、これにより調達した端末を、5年間のリース契約を締結し、取得する方針といたしております。

次に、(3)活用財源についてであります。本事業におきましては、補助割合3分の2となります。奈良県公立学校情報機器整備事業補助金を活用してまいりたいと考えております。

次に、(4)使用開始日についてであります。新しい端末につきましては、令和8年度当初から使用してまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の(16)小・中学校ICT環境の整備についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(17)中央体育館「あそびの広場」の開催について、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長 それでは、中央体育館「あそびの広場」の開催について説明します。資料17をお願いいたします。

本事業は、中央体育館におきまして「あそびの広場」を開催をし、子どもたちの体力づくりや子育て世代の交流の場を創出するとともに、今年度、令和6年度に空調設備を整備をいたしました中央体育館の有効活用を図るものでございます。

(1)事業概要でございます。①として、毎月、第3日曜日の中央体育館の無料開放日に、本「あそびの広場」を開催いたします。②として、運営につきましては、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人 元気クラブいかるが」に委託をしております。

(2)事業開始時期として、本事業は、令和7年4月から実施してまいります。以上、中央体育館「あそびの広場」の開催についての報告といたします。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点、ご報告をさせていただきます。

職員採用試験の実施についてでございます。本年度、新たな人材確保の方策といたしまして、10月1日付採用の職員採用試験を実施いたしましたが、令和7年度におきましても重点施策の着実な推進と組織体制の更なる強化を図るため、10月1日採用の職員採用試験を実施してまいります。

募集職種は、「一般事務職」、「介護支援専門員」、「保育士・幼稚園教諭」、「文化財専門技師」及び「奈良県広域水道企業団への派遣を条件とする事務職員」とし、受験可能年齢につきましては、「事務職員」、「保育士・幼稚園教諭」につきましては30歳以下とし、「介護支援専門員」、「文化財専門技師」につきましては、40歳以下として実施してまいります。

なお、試験の概要につきましては、町広報紙及び町ホームページ等に関係記事を掲載する予定としております。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 政策財政課より、物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金の追加交付についてご報告いたします。

令和6年12月17日に国の補正予算が成立し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、既存の重点支援地方交付金を追加交付する旨が示されたところであります。

こうしたなか、本町におきましては、低所得世帯支援給付金の給付、斑鳩町生活応援券の発行を実施することとし、住民の生活を守る家計や事業者への支援を速やかに実施するため、本年1月16日に、専決処分による予算補正により、対応させていただいております。

なお、令和7年3月議会定例会におきまして、当該補正予算の承認案件を提出させていただき予定としておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金の追加交付についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 水道企業団の方の職員ですけど、以前も3名でしたかね、採用されていると思いますけども、全部で何人予定して、今回は何人募集されるんですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 今度10月1日付けの採用といたしましては、1名の人員を採用していく計画で進めているところでございます。派遣人数につきましては、現在想定ではございませんけれども、すべてで8名を想定してございます。既存の従来から在籍している職員を含めて8名の派遣を想定しているものでございます。

木澤委員 既存の職員さんにも希望を聞かれて、だから4名募集するという事は4名行かれる予定があるということなんでしょうか。

総務課長 4人の現在在籍している職員も派遣をするというような状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。 宮崎委員。

宮崎委員 ひとつ教えてほしいんですけど、小学校の、小学校だけなんかな、休憩時間が変更になるということで、その辺を詳しく説明していただきたいなと思って。どういふふうに変更するのか。お願いします。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 今、教育委員会で把握しております内容で、1点東小学校の方から相談があった、報告があった事項なんですけれども、東小学校の方で来年度から校時の変更を行うということで報告を受けております。

その内容といたしましては、現在、水曜日を除く月、火、木、金の標準的な最終下校時の時間なんですけれども、斑鳩東小学校は3時45分になっておるんですけども、斑鳩小学校と斑鳩西小学校はともに3時25分ということで、現在東小学校は20分間遅い状況であるという中で、なかなかその後、教員の間で、教材研究の時間がなかなか確保できないというような状況もあって、教員の指導力を組織的に向上させるとともに、冬の期間とかでしたら遅くなる、日が暮れる時間も早くなるという部分もありますので、児童のことを考えて、校時を繰り上げたいというようなことで、来年度からは15時20分下校とするということで、それぞれPTAの方と協議をして、最終的に来年度については校時時間を早めて運用していくということを報告受けているところでございます。

宮崎委員 わかりました。1時間目2時間目とか、3時間目4時間目の休み時間が短くなるんじゃないですか。

教委総務課長 主に朝の時間の方と、あと昼休みであったり、掃除の時間を少しずつ詰めて20分を捻出するという形で報告を受けているところでございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今、東以外の小学校は15時25分下校やと、予定やと。東小学校はなんで15時45分になったんですか。

教委総務課長 校時時間につきましては、それぞれの校長の方で決めておりますので、ちょっといつから3時45分になっておるのかというところで、明確なこちらの方でお答えさせていただくことはできないんですけれども、その状況がそれぞれ校時時間の方を確認していると、下校時間が遅かったというところがありますので、今回早めるようなことで対応したいという相談があったものでございます。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議長 前の委員会で住民生活部長の逮捕受けたという報告されましたわな、この委員会で。処分はどないなるねんという質問あったと思いますねん。処分は捜査の結果を踏まえて対応したいという報告やってんけど、それ結果出たあるねんからね、この委員会でしっかり終わっとかなあかんと思うねんけども、その報告は何でありまへんねやろ。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 報告がなかったこと大変申し訳ございませんでした。

当該部長につきましては、起訴猶予ということがわかりましたので、それに基づいた処分を行ったところでございまして、報告ができなかったことにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

今後はそういったことも十分に考えながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ちょっと聞き漏らしてしまっって、どういう処分になったんですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 6か月の停職処分ということで処分させていただいて、いわゆる自主的に退職をされた、その処分までに退職をされたということでございます。

木澤委員 一応正確に処分を確定された日付も確認しておいていいですか。

総務部長 12月の26日に、処分をさせていただいた日が26日でございます。

委員長 中川議長。

議長 この委員会だけに限らず、委員会で報告してその結果はしっかりと報告してもらわなあかんと思うねんけど。

委員長 加藤副町長。

副町長 改めて本委員会の方に説明が漏れてますことをお詫びを申し上げます。
12月26日に処分をさせていただいたわけでございますけれども、当日の町議会の各議員さんの皆様に対しまして、私の方からそれぞれ説明をさせていただいて、お電話をさせていただいておりますけれども、本委員会で正式に報告の方漏れておりましたことについてはお詫び申し上げたいというふうに思います。

議長 将来、議事録見はった人にしたら、処分は捜査の結果で決めさせていただきますということで終わってあったからな、この委員会の議事録は。委員会として最後きちんと終わらせとかなあかんかなと思って余計なこと言いました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 なければ、私から1点ございます。
来年度の継続審査の案件についてです。12月議会で斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例等が本会議で可決され、本年4月から、本委員会の所管する事業の内容が一部変更となります。
現在の継続審査案件である「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及

び活用に関することについて」は、当委員会の所管ではなくなりますことから、新たな継続審査案件について、各自ご検討いただくこととなっていました。

それでは、委員皆様のご意見をお聞きします。 木澤委員。

木澤委員 確認なんですけど、前回そんな話してましたっけ。

メインの文化財が建設常任委員会の方になってしまうということで、なかなかこちらとしてもどういう所管の中で継続的に事業を行ってというような進捗を管理するような、把握するような案件というのが、なかなかちょっと思い浮かばないというか、出てこなかったんです。今日これ意見出してくれはったらいいんですけど、まだ時間的には猶予あるんですね。

委員長 はい。

木澤委員 もうちょっとできたら調査をさせていただきたいなというふうに。

委員長 奥村委員。

奥村委員 今日も報告ありましたけども、部活動の地域移行についてですとか、今、ずっと検討始めていただいている町立学校の適正規模、適正配置についてとか、ということもございますので、斑鳩町の学校教育について、これをやっていただいたらいいのではないかなと思います。

委員長 そのほかございませんか。

(な し)

委員長 それでは今回決めることではありませんけども、今、奥村委員から話がありました学校教育についてと、まあ大雑把ですけれども、広く学校の適正規模、適正配置の問題、ハードの問題、それから教育関係の整備とか、そういうソフトの問題とかいろいろありますので、そういうことを基本にして、また3月議会で相談させていただきたいというふうに思いますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

そしたら3月の委員会でご確認いただきたく、継続調査申出書(案)をそのように調製させていただきます。

これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

町 長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時08分 閉会)

